

エコマーク商品類型 No.103「衣服 Version2.4」、No.104「家庭用繊維製品 Version2.5」、
No.105「工業用繊維製品 Version2.5」の軽微な改定について

改定項目・該当箇所	改定内容
<p>1. 書式の変更</p> <p>商品類型 No.103、104、105 共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各基準項目の直後に証明方法を記載する書式に変更。 (現行)商品類型No.103「衣服」、No.104「家庭用繊維製品」は、基準本文を製品分類ごとに以下のA～G(D)に分割して記載されている。 (▼衣服:A.制服、事務服、作業服、衛生衣およびスポーツ着および外衣/B.下着/C.寝衣/D.和服/E.くつ下・パンティストッキング・タイツ・足袋/F.帽子・手袋/G.その他の衣服 ▼家庭用繊維製品:A.家庭用繊維製品/B.身の回り品/C.その他の生活・文化用品/D.紡織基礎製品) →基準内容がほぼ同じのため、A～G(D)に分割しないでまとめた記載に変更。
<p>2. 「用語の定義」に「廃植物繊維」、「オゾン漂白」を追加</p> <p>商品類型 No.103、104、105 共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃植物繊維: 農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣(通常は廃棄される茎など)を原料とする繊維。 オゾン漂白: オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。
<p>3. 認定要件に「廃植物繊維」を追加</p> <p>商品類型 No.103、105 4-1(1)選択肢 a 商品類型 No 104 4-1(2)選択肢 a</p>	<p>廃棄物を有効利用した繊維として、「廃植物繊維」を認定要件に追加。基準配合率は、現状において配合可能な10%以上とする。</p>
<p>4. 認定要件にオゾン漂白を追加</p> <p>商品類型 No.103、105 4-1(1)選択肢 b 商品類型 No 104 4-1(2)選択肢b</p>	<ul style="list-style-type: none"> オゾン漂白は、通常の前練漂白加工に比べて高温水を長時間使用せず、常温水にオゾンガスを投入して前練漂白するためエネルギー削減効果大きい。よって、現行の無漂白、過酸化水素漂白の認定要件にオゾン漂白を追加する。 (改定基準抜粋) ※衣服の例 家庭用繊維製品、工業用繊維製品も同様 105 4-1(1)選択肢b 繊維部分が綿100%の製品(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属および製品全体の量の10%以下のポリウレタン繊維(ゴム糸)の衿、袖、裾などへの編込などを除く)であること。且つ、無漂白綿、過酸化水素漂白綿またはオゾン漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。なお、無漂白、過酸化水素漂白で使用可能な薬剤は下表のとおりとする。オゾン漂白は薬剤の使用を必要最小限にとどめ、過剰に使用しないこと。 (現行)無漂白、過酸化水素漂白の認定要件において「仕上げ加工工程での使用可能な薬剤一覧」を「解説」にのみ掲載している。→基準本文中にも掲載する。

<p>5. 広域再生利用制度の名称変更</p> <p>商品類型 No.103、104、105</p> <p>認定基準末尾別紙</p>	<p>回収、リサイクルの認定要件において、準拠している環境省の「広域再生利用制度」の名称が「広域認定制度」に変更されたため、表記を改める。</p>
<p>6. 「回収、リサイクルされること」の基準項目の記載を、主旨は変えずに明確化</p> <p>商品類型 No.103、105 4-1(1)選択肢 d</p> <p>商品類型 No 104 4-1(2)選択肢 d</p> <p>認定基準末尾別紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取り、リサイクルの証明方法に広域認定制度の認定書類などを提出することを明記し、引き取り、リサイクルの仕組みは「廃棄物処理法などに従うこと」を認定基準末尾の別紙「引取・リサイクルに関する証明書類」に明記する。 ・(現行)本要件で認定を受けた製品は、「当該製品にエコマーク表示を行うこと」が「6. その他」の商品区分、表示などの記載箇所にて規定されている。 →主旨を基準本文中に具体的に記載する。「使用後引き取り、リサイクルされること、および引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。」
<p>7. 証明方法を明確化</p> <p>商品類型 No.103、105 4-1(1)証明方法</p> <p>商品類型 No 104 4-1(2)証明方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(現行)有機栽培の要件を選択した場合の証明方法を「解説A-8 参照」としている。 →「解説A-8」に記載されている必要証明書類(オーガニックコットンの認証書、インボイス、パッキングリストなど)を明記する。 ・エコマーク認定生地を使用した場合の証明方法を補足する。
<p>8. 「化学物質の使用」の基準項目の記載を、主旨は変えずに明確化</p> <p>商品類型 No.103、105 4-1(3)～(5)</p> <p>商品類型No 104 4-1(4)～(6)</p>	<p>(現行)「製品への化学物質の使用については、別表2に示す化学物質について、基準値を満たすこと。」としている。 →別表2の内容を「製品の各種加工(防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白)」「ホルムアルデヒド」「染料」の3つの基準項目に分割して記載する。</p>
<p>9. 品質に関する基準の証明方法を明確化</p> <p>商品類型No.103、104、105</p> <p>4-2品質に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(現行)品質管理証明書の発行者は、工場長または品質管理責任者とするを付属証明書に記載している。 →工場長、品質管理責任者の双方を含む者として「品質管理者」発行とすることを基準本文の「証明方法」に記載する。 ・No.103「衣服」の基準で必要とされる品質試験について試験対象、試験項目を明記する。
<p>10. 商品区分(一括申込できる範囲)、エコマーク表示の規定を、主旨は変えずに明確化</p> <p>商品類型No.103、104、105</p> <p>5. 商品区分、表示など (1)、(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一括申込できる範囲を規定した商品区分(申込区分)の記載が煩雑なため明確化する。 →選択肢a,b,c,dごと、選択肢aは算出した繊維の配合率が20%以内の差まで ・マーク下段表示を別表2に一括掲載する。
<p>11. 廃植物繊維、オゾン漂白のエコマーク表示を追加</p> <p>商品類型No.103、104、105 別表2</p>	<p>エコマーク下段の環境情報表示を、廃植物繊維は「廃植物繊維〇%」または「廃植物繊維〇%以上」、オゾン漂白は「オゾン漂白」とする。</p>

廃植物繊維、オゾン漂白について「解説」への追記箇所（抜粋）

※赤字下線部を追記（商品類型 No.103、No.104、No.105 共通）

A. 資源採取段階

◇A-1 （資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)できる限り再生繊維を使用すること
- (2)持続的利用可能な資源は、持続的利用のための配慮を行っていること。天然資源（毛、綿、麻、絹など）の持続的利用に配慮されていること
- (3)生分解性のある資源の使用

(1)については、環境的背景にも述べているとおり、繊維の廃棄物としての排出量は約 170 万 t にもぼり、廃棄物削減、資源の有効利用は急務であるため、本項目は基準を策定する項目として選定された。基準配合率を製品全体、表生地、裏生地、芯地などいずれの質量割合で設定するか検討した結果、製品開発を促すために、製品全体の総質量と表生地の総質量で基準配合率を設定し、いずれかを満たすこととした。また、その際の未利用繊維、反毛繊維、再生 PET 繊維、ケミカルリサイクル繊維の基準配合率は現在の紡績各社の持つ技術で達成できるレベルとして、繊維 to 繊維は 10%、繊維以外 to 繊維は 50%を基本レベルとした。なお、小付属には織ネームを含むものとする。

また、未利用繊維〇%+リサイクル繊維〇%で合わせて〇〇%というように、併用した製品への対応についても検討したが、現時点では未利用繊維またはリサイクル繊維のいずれかの基準配合率を満たすことを前提条件とし、従来から未利用繊維と反毛繊維を混合して配合している作業用手袋および毛布などを除き、採り上げないこととした。

未利用繊維および反毛繊維は綿および化学繊維が中心素材となり、再生 PET 繊維およびケミカルリサイクル繊維は再生したポリエステル（ケミカルリサイクル繊維はナイロンを含む）のリサイクル促進となる。羊毛は反毛後 2cm 以下の極めて短い繊維となり、梳毛（そもう）製品における反毛繊維使用は難しいが、紡毛製品ではウールのリサイクル繊維を使用可能である。

廃植物繊維は、不要になった茎を利用したバナナ繊維などの廃棄物を有効利用した繊維として採り上げることとした。バナナは世界中で 1 億トン収穫されるが、そのために 10 億トンの廃棄物が出る。そこから 3~5%は繊維が取れると試算されている。なお、バナナ繊維以外にも農業残渣などの廃棄物を利用した繊維を広く対象とする。

◇B-2 （地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)濃色よりも淡色または生成（きなり）の方がエネルギー使用が少ない
- (2)精練、漂白時のエネルギー使用の削減

(2)については、オゾン漂白について検討を行った。オゾン漂白は、オゾンの酸化漂白力を応用し、低温で繊維と反応させて精練漂白加工を行う方法である。通常の前処理漂白加工に比べて高温水を長時間使用せず、常温水にオゾンガスを投入して精練漂白するためエネルギー、CO₂の削減

効果大きい。よって、基準を策定する項目として選定した。オゾン漂白協会より提示された工程で使用される亜硫酸ソーダ、苛性ソーダ、非イオン活性剤、水素安定剤などの薬剤についても検討されたが、それらの薬剤を使用しない場合、加熱処理によるエネルギー使用量や他の薬剤の使用量が増加するなどの理由により、必要最小限の薬剤の使用を認めることとした。